

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1 廃棄物の発生抑制

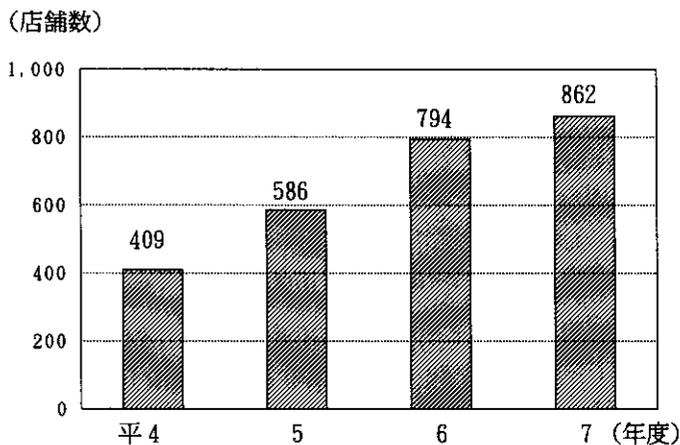
①開発・生産・流通の各段階での配慮

■廃棄物アセスメント(製造工程の新設等に際し廃棄物の発生量や処理方法を事前に予測評価する制度)の推進
製造工程の新設等に伴い、一定規模以上の産業廃棄物の排出量が見込まれる事業者に対して、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、廃棄物アセスメントを指導した。

■製品アセスメント(製品が廃棄物となった時点の対応を考慮した製品づくりを実施するための制度)の定着の促進
「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の普及及び実践行動の推進を通じて、製品アセスメントの定着を促進した。

■エコショップ(適正包装を実施するなどごみの減量化やリサイクルの推進を宣言する店)制度の普及
エコショップ制度の普及・啓発を行うとともに、ごみ減量化・リサイクル推進功績店表彰やエコショップガイドの作成を行った。

2-13図 エコショップ登録状況



②生活様式の見直し

■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」(平成4年5月策定)に基づき、事業者、住民、行政の果たすべき役割を踏まえた実践・啓発活動を行った。

■リサイクルフェアの開催

府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化やリサイクルに取り組む契機となる府民参加型イベントとして、「リサイクルフェア'95大阪—in河内長野—」を開催した(参加者延べ8,000人)。フェアでは、ごみ減量化・リサイクルに関する展示、講演、ポスター絵画展やリフォームファッションショー等を行った。

■府民の自主的活動の支援

消費者が日常的に行っている消費者問題についての調査研究や実践活動の成果の発表を通じて相互に情報交換する場を設け、消費者団体活動の充実と連携を促進するとともに府民の意識の啓発を図った。

第2 適正なりサイクルの推進

①再使用・再生利用の推進

■廃家電リサイクル事業の推進

廃家電リサイクル事業を（財）千里リサイクルプラザに委託し、不用となった家電製品で再生利用が可能なものを回収して、シルバー人材を活用して補修を行い、府内の留学生に無償で提供した。

■分別収集促進計画の策定、市町村の分別収集への支援

ごみ減量化・リサイクルを促進するため、リサイクルフェア等を通じ、分別収集や容器包装リサイクル法等に関する普及・啓発事業を実施した。なお、市町村におけるごみの分別収集の状況は2-14表のとおりであった。

2-14表 市町村におけるごみの分別収集実施状況
(平成6年度末現在)

分別区分	5種分別	4種分別	3種分別
市町村数	6市町	10市町	28市町村

(注) 一般廃棄物処理事業実態調査
(一般廃棄物処理事業実態調査)
(注) 不燃ごみ、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみの5分別を基本に分類。資源ごみを細分類し収集を行っている市町村もある。



<府民による分別収集>

■再生資源を使用した商品等の利用の促進

府民に対し、資源やエネルギーの現状等の情報を提供し、消費者の立場からの省資源・省エネルギー意識の啓発を図った。

府下の中小企業者で府の指定する機器（設備）のうち資源再生利用関連機器の導入について設備投資活性化資金融資制度を運営した。なお、リサイクル対策に関し事業者が行う特定事業活動の事業計画に対する承認については、平成7年度は実績がなかった。

再生資源の回収ルートを確保するため、府・市町村で設置した「大阪府再生資源集団回収推進協議会」を通じて、再生資源業者に対する研修や事業者・府民に対するリサイクル製品利用に関する普及啓発事業を実施した。

■建設副産物の再生利用の促進

建設副産物の処理に関し、公共工事発注部局において、発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底を図った。

■水道残渣の有効利用の推進

浄水処理過程で発生する汚泥（水道残渣）の減量化と有効利用を図るため、無薬注の脱水方式による水道残渣に、破碎、乾燥等の処理を施して園芸用土を試作し、事業化に向けて市場性等の調査を行った。

■下水汚泥の有効利用の推進

安威川流域中央処理場において下水汚泥を溶融したスラグ（スラグストーン）を製造し、建設資材及びその原料として再利用し、大和川下流域下水道狭山処理場においては、焼却灰焼成設備を建設し、下水汚泥焼却灰を原料とするレンガ「アシュレン」を製造、一般販売を開始した。また、淀川右岸流域下水道高槻処理場において焼却灰から建設骨材を製造する灰溶融設備の建設工事を行った（2-15表）。なお、平成7年度末では下水汚泥の約27%をリサイクルした。

2-15表 下水汚泥のリサイクル量（スラグストーン及びアシュレンの供給実績）

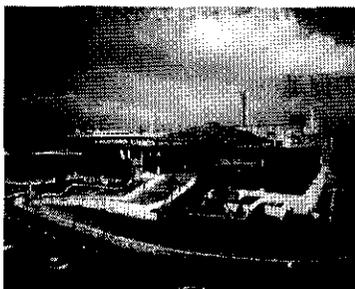
品 目	スラグストーン (t/年)	アシュレン (個/年)
製 造 量	1,417	42,271

(平成7年度実績)

②資源化施設等の整備

■リサイクルセンターの整備

リサイクルセンター（金属、ガラス等の資源化施設）が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行った。



<吹田市資源リサイクルセンター>

■リサイクル関連施設（焼却処理の際に発生する熱エネルギーを有効に活用する施設など）の整備
リサイクル関連施設が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行った。

■ストックヤードの整備

建設発生土用ストックヤード事業を引き続き実施し、建設発生土の再利用を推進した。

第3 廃棄物の適正な処理の推進

①指導の徹底

■マニフェスト（管理票）システムの徹底

排出事業者が処理委託の際に産業廃棄物の処理を管理するマニフェストを交付するよう、指導、啓発を行った。

■多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、廃棄物アセスメントの考え方を導入した要綱に基づき、処理計画書や処理実績報告書の徴収を行い、減量化や適正処理を重点的に指導した。

■建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱の運用

建設業者に対して、要綱に基づき、産業廃棄物の減量化や適正処理を重点的に指導するとともに、関係（業界）団体に対して説明会を開催し、廃棄物処理法及び建設廃棄物処理ガイドラインの周知徹底を図った。

■特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

人の健康又は生活環境に被害を生じる恐れのある特別管理産業廃棄物を多量に発生させる事業者に対して、平成7年9月に策定した要綱に基づき、適正管理を重点的に指導した。

■PCB廃棄物適正保管の推進

PCB使用電気機器について、使用中の事業者も含めてその実態把握を行い、適正保管の推進を図った。また、学識経験者、行政機関等で構成する「PCB廃棄物適正保管検討委員会」を設置し、保管指針や保管体制の整備等について検討を行った。

②中間処理の推進

■市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助

一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、市町村への技術的援助を行い、処理施設の適正な維持管理について指導を行うとともに、ダイオキシン対策用測定器設置及び公害防止設備（洗浄集じん装置）の稼動に要する経費等に対し約3.2億円を助成した。

また、一般廃棄物処理施設の新・増設について、国庫補助金の確保に努め、9市町1事務組合に対し、国庫補助金56億円が交付された。

なお、阪神・淡路大震災に関しては、一般廃棄物処理施設の災害復旧工事について2事務組合に対し、国庫補助金5億円、損壊家屋等の解体撤去について5市に対し、国庫補助金25億円が交付された。

■産業廃棄物処理施設の整備の促進

産業廃棄物排出事業者及び処理業者における周辺地域の生活環境の保全に配慮した適正な処理施設の整備を促進した。

また、(財)産業廃棄物処理事業振興財団（平成4年12月設立）に対して、債務保証基金等への拠出を行い、産業廃棄物処理施設の整備の促進や優良な産業廃棄物処理業者の育成を図った。

■堺第7-3区中間処理事業の推進

堺第7-3区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、(財)大阪産業廃棄物処理公社が実施している有害汚泥、ばいじんの中間処理事業を推進するため、同公社に対して必要な技術的援助を行った。なお、平成7年度の間中間処理量は約1,253トンであった。

③最終処分場の確保

■堺第7-3区埋立処分事業の推進

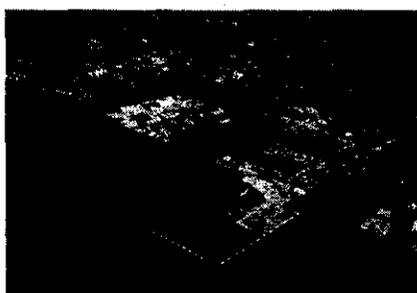
堺第7-3区において、(財)大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、ガレキ等の埋立による廃棄物処分事業を実施した(2-16表)。また、事業の円滑な推進を図るため、同公社に対して必要な技術的援助を行った。さらに、埋立処分場のうち一次処分地の一部(15.5ha)を「みなと堺グリーンひろば」としてスポーツ・レクリエーションに利用できるよう府民に開放した。



<堺第7-3区埋立処分場>

■フェニックス事業(大阪湾圏域広域処理場整備事業)の促進

大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として、大阪湾圏域の広域処理対象区域(近畿2府4県171市町村)から発生する廃棄物の適正な処理を行う大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)を関係府県、市町村等と協力して促進した(2-16表)。また、事業の実施にあたり、搬入予定の廃棄物の調査を行った。



<フェニックス泉大津沖処分場>

2-16表 最終処分場の埋立処分量

場 所	平成7年度	平成7年度末累計
堺第7-3区埋立処分場	約 119万トン	約 4,117万トン (約 2.7万トン)
フェニックス泉大津沖処分場	約 410千㎡	約 954万㎡ (約 109万トン)

※ () は、阪神・淡路大震災に伴う損壊家屋等の撤去に伴う廃棄物受入量

第4 適正管理のための基盤づくり

①情報管理システムの充実

■ウェイトデータバンクの充実

ウェイトデータバンク(産業廃棄物情報管理システム)を活用し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正管理を推進するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に参画した。

②調査・検討

■廃棄物対策に係る公共関与のあり方の検討

府域における廃棄物の適正処理、減量化・リサイクルを推進するため、学識経験者で構成する「廃棄物処理総合対策検討会」において、廃棄物処理における公共関与のあり方の検討を行った。

■ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法の活用の調査・検討

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の適正な負担のあり方についての調査・検討を行った。

③実践啓発活動の充実

■大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議などによる実践啓発活動の充実

ごみの減量化・リサイクルのための各種の実践啓発活動を推進した。

■廃棄物の適正処理等のための指針の策定及びその普及・啓発

廃棄物の適正処理及び減量化を促進するための行動指針や事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合の適正処理や環境負荷の低減、再生資源化を促進するための指針の検討を行った。

■さんばいフォーラムの開催

産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、排出事業者、処理業者、府民を対象とした「さんばいフォーラム」を参加者588名を得て平成8年2月に開催し、啓発劇「産業廃棄物の未来～ちょっと考えてリサイクル～」等を行った。

■産業廃棄物の不法投棄防止の推進

事業者や府民に対し、産業廃棄物の不法投棄防止に関する啓発を推進するため、平成8年2月に府下4市(富田林市、柏原市、茨木市、岸和田市)を中心に、陸と空からの監視パトロール、不法投棄物撤去デモンストレーション、産業廃棄物運搬車両への指導及びポスター掲示等の啓発事業を実施した。

④協力体制の強化

■事業者団体、住民団体、他の地方公共団体及び国との連携の強化

事業者、府民、他の地方公共団体及び国と相互に協力しながら、廃棄物の適正管理を進めるための体制整備を進めた。